

函館市介護人材養成活動支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における介護人材の確保を促進し、介護保険制度の安定的な運営を図るため、学校法人が運営する介護福祉士養成施設または学校であって本市内に設置されているものが、本来の教育活動とは別に行う介護への理解促進やイメージの向上に関する自主的な活動に対する函館市介護人材養成活動支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号による。

- (1) 学校法人 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人または同法第64条第4項に規定する法人をいう。
- (2) 介護福祉士養成施設 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項に規定する文部科学大臣および厚生労働大臣の指定した学校または都道府県知事の指定した養成施設をいう。
- (3) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校または同法第124条に規定する専修学校をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、本市内に設置されている介護福祉士養成施設または学校を運営する学校法人とする。

(交付対象経費)

第4条 支援金の交付対象経費は、別表1に掲げる活動に要する経費とする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、交付対象経費と別表2に定める交付基準額いずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付する。

2 前項で算出された額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 交付対象者が支援金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式の交付申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 活動計画書（別記第2号様式または第3号様式）
 - (2) 活動に係る収支予算書（別記第4号様式）またはこれに代わる書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 交付対象者が支援金の申請をしようとするときは、別表1に掲げる「活動の区分」のうち一つを選択するものとする。
- 4 支援金の申請は、1学校法人につき当該年度1回を限度とする。
（交付の決定）

第7条 市長は、支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、支援金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の調査により支援金を交付すべきものと認めたときは、別記第5号様式により予算の範囲内で、速やかに支援金の交付の決定をするものとする。

（実績報告）

第8条 交付対象者は、当該活動が完了したときは、別記第6号様式の支援金実績報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 活動実績書（別記第2号様式または第3号様式）
 - (2) 活動に係る収支決算書（別記第4号様式）またはこれに代わる書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- （交付金の額の確定）

第9条 市長は、前条の支援金実績報告書等により報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る活動の成果が支援金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定する。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の額を確定したときは、その額を別記第7号様式により交付対象者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第10条 支援金は、前条の規定による支援金の額の確定後において交付するものとする。ただし、市長は、活動の遂行上必要があると認め

るときは、概算払をすることができる。

（補助金交付の条件）

第 1 1 条 補助事業者は、補助対象事業完了後に消費税および地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、第 8 号様式により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、すでに交付した補助金のうち消費税等仕入控除税額の全部または一部に相当する額について、市に納付させることができる。

（補則）

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 7 月 1 4 日から施行し、同年 4 月 1 日以後に実施された別表第 1 に掲げる活動について適用する。

附 則

2 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 1 1 条の規定は、この要綱の施行の日以後の交付の申請について適用し、施行日前に交付決定した補助金については、なお従前の例による。

別表 1

活動の区分	対象となる活動
基準 A	本市内に設置されている介護福祉士養成施設または学校が、通年で小・中学校や市民団体等からの依頼を受け、介護の理解促進やイメージの向上を図るための出前講座等を実施（年 10 回程度の実施が見込めること）
基準 B	本市内に設置されている介護福祉士養成施設または学校が、広く市民を対象に、1 回あたり 100 名以上の参加者を見込む介護の理解促進やイメージの向上を図るためのセミナーや研修会等の実施（介護従事者を対象とした研修会等は除く）

別表 2

活動の区分	交 付 基 準 額	備 考
基準 A	150 万円	
基準 B	1 回につき 30 万円	1 年度につき 5 回の実施を限度とする

別記第 1 号様式

年度 函館市介護人材養成活動支援金交付申請書

年 月 日

函館市長 様

住 所
申請者 法 人 名
代表者名

函館市介護人材養成活動支援事業に関し、支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請する額 円
- 2 活動の区分
- 3 活動する期間 年 月 日 から 年 月 日

4 振 込 口 座

金融機関名					支店名					
預 金 種 目		口座番号								
フリガナ										
口座名義人										

別記第 2 号様式

活 動 計 画 （ 実 績 ） 書	
申請者の概要	設 立 年 月 日
	構 成 員
	営む主な事業
活動の内容	
活動による効果	
備 考	

(注) 1. この様式は、交付要綱別表 1 に掲げる基準 A に係る支援金の交付を申請し、または、実績報告をする場合に使用すること。
2. 活動の内容は、詳細に記載すること。(別紙も可)
3. その他必要と認めた書類を添付すること。

別記第 3 号様式

活 動 計 画 （ 実 績 ） 書

名 称	
開催期日	
開催場所	
主催者，共催者 および後援者等	
参加人員	(役員等区分して記載すること)
活動の内容	
活動による効果	
備 考	

(注) 1. この様式は，交付要綱別表 1 に掲げる基準 B に係る支援金の交付を申請し，
または，実績報告をする場合に使用すること。
2. 活動の内容は，詳細に記載すること。(別紙も可)
3. その他必要と認めた書類を添付すること。

別記第 4 号様式

活動に係る収支予算（決算）書

収入の部

項 目	本年度予算	本年度決算	差 引	内 訳
計				

支出の部

項 目	本年度予算	本年度決算	差 引	内 訳
計				

- （注）
1. この様式は、支援金の交付を申請し、または、これに係る実績報告をする場合に使用すること。
 2. 項目は、詳細に区分して記載すること。
 3. 金額の単位は、申請の場合「千円」、実績報告の場合「円」とすること。
 4. 内訳には、金額の算出基礎その他必要な事項を記載すること。
 5. その他必要と認めた書類を添付すること。

年度 函館市介護人材養成活動支援金交付決定通知書

函 福 地
年 月 日

住所

法人名
および代表者氏名

函館市長

年 月 日付で申請のあった支援金の交付については、内容精査の結果、次のとおり決定したので、函館市介護人材養成活動支援金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知する。

記

1 この活動に対する支援金の額は、次のとおりとする。

_____ 円

2 活動の区分

3 この活動の完了期限は、 年 月 日とする。

4 次の条件を承知されたい。

- (1) この通知に係る当該活動の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、文書をもってこの支援金の交付の申請を取り下げることができる。
- (2) 次の場合には、速やかに市長に報告して、その承認または指示を受けること。
 - (ア) この支援金の内容の変更または経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合。
 - (イ) 当該活動を中止し、または廃止する場合。
 - (ウ) 当該活動が予定の期間内に完了しない場合または活動の遂行が困難となった場合。
- (3) この支援金の交付の決定後における事情の変更により特別の事情が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
- (4) 当該活動の遂行にあたっては、この内容の決定およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもってこれにあたること。
- (5) 当該活動の遂行の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査をすることがある。
- (6) 当該活動が完了したときは、実績報告書により速やかに市長に報告しなければならない。
- (7) 次のいずれかに該当するときは、この支援金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、すでに支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。

この場合、支援金の額の確定後においても同様とする。

 - (ア) この支援金を他の用途に使用したとき。
 - (イ) この支援金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
 - (ウ) 法令または市長の措置に違反したとき。
 - (エ) 天災地変その他支援金の交付の決定後生じた事情変更により、支援金の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。
 - (オ) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (8) 当該活動により取得し、または効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに支援金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。
- (9) 交付対象者は、当該活動について、帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておくとともに、当該活動の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

年度 函館市介護人材養成活動支援金実績報告書

年 月 日

函館市長 様

住所

法人名
および代表者氏名

年 月 日函福地をもって交付金の交付の決定を受けた活動等は、
年 月 日完了したので、関係書類を添えて報告します。

交付金交付決定通知額	金	円
交付金領収済額	金	円
交付金領収未済額	金	円

年度 函館市介護人材養成活動支援金の額の確定通知書

函 福 地
年 月 日

住所

法人名
および代表者氏名

函館市長

(活動等の完了期日 年 月 日)

年 月 日付けで活動実績報告のあった活動等については、支援金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたので、函館市介護人材養成活動支援金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり支援金の額を確定したので通知する。

記

支援金の確定額 金 円

第8号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）函 館 市 長

（申請者）

法人名

代表者氏名

年度消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け函 で交付決定を受けた 年度函館市介護
人材養成活動支援金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額につい
て、下記のとおり報告します。

- 1 函館市介護人材養成活動支援金交付要綱第9条に既定する額
金 円
- 2 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費
税に係る仕入控除税額（市補助金返還相当額）
金 円
- 3 添付書類
 - （1）積算内訳報告書
 - （2）課税期間分の消費税および地方消費税の確定申告書（写し）
 - （3）課税売上割合，控除対象仕入税額等の計算書（写し）